

もしも、病気やケガで障害が残ったら

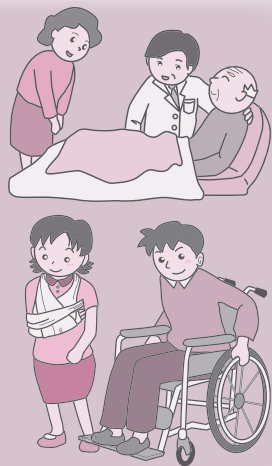
障害基礎年金

国民年金加入中や、20歳前の病気・ケガにより障害の状態(精神の障害も含みます)になった場合、一定の要件を満たせば障害基礎年金が支給されます。

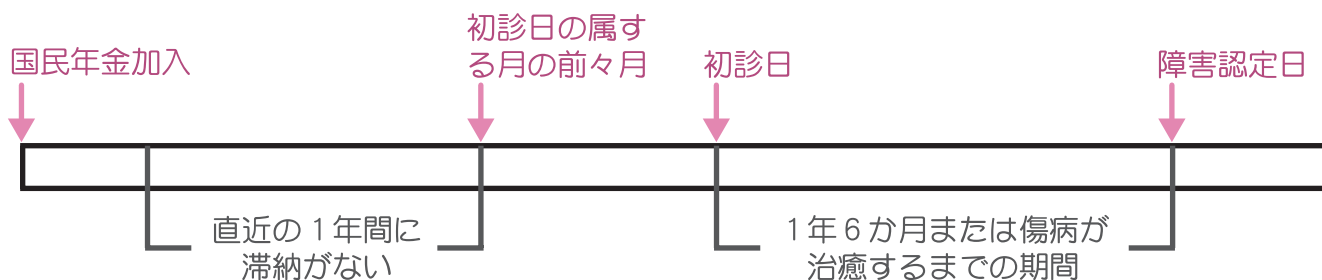
問 国保年金課国民年金係 (☎内線2290)

◎障害基礎年金を受けるための要件とは

- ①初診日(病気やケガで初めて医師の診療を受けた日)において、国民年金の被保険者であること。または、国民年金の被保険者であった方で、60歳以上65歳未満で日本国内に在住していること。ただし、老齢基礎年金の支給の繰上げを受けている場合は該当しません。
- ②保険料納付済期間(保険料免除期間、学生納付特例期間を含む)が、初診日の属する月の前々月までの保険料を納付しなければならない期間の、3分の2以上であること。
- ③障害認定日に政令で定められている障害等級表の1級または2級の障害の状態になっていること。
- ④病気やケガの初診日が20歳前の場合には、20歳から受けられます。この場合は本人の所得制限があります。



※上記②の保険料納付要件とは別に、下に示すように初診日の属する月の前々月までの1年間に、保険料の未納期間がなければ該当する特例があります。



※障害認定日とは、原則として病気やケガにより、初めて医師の診療を受けた日から1年6か月を経過した日。またはそれ以前に症状の固定した日をいいます。

◎障害基礎年金の年金額(平成19年度の年額)

1級障害… 990,100円

2級障害… 792,100円

※障害基礎年金の受給者によって生計を維持されている子(18歳に達した年度末まで、障害のある子は20歳未満)があるときは、下の額が加算されます。

1人目・2人目の子	1人につき	227,900円
3人目以降の子	1人につき	75,900円

— 土浦年金相談センターをご利用ください —

当センターでは、年金の請求・受給資格の確認・年金額の照会のほか、社会保険事務所と同じ業務を行っています。

電話で相談時間の予約をすれば、待ち時間もなくなり便利です。

ところ/桜町一丁目16-12 住友生命ビル3階
相談時間/午前8時30分～午後5時(土・日、祝日
および年末年始を除く)

相談予約受付電話/☎825-2300